

平成27年第2回本巢市議会定例会議事日程（第1号）

平成27年6月3日（水曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例の一部を改正する条例）
日程第5 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
日程第6 報告第4号 平成26年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算書について
日程第7 報告第5号 平成26年度本巢市水道事業会計事故繰越し繰越計算書について
日程第8 報告第6号 本巢市土地開発公社の経営状況を説明する書類について
日程第9 議案第32号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第10 議案第33号 平成27年度本巢市一般会計補正予算（第1号）について
日程第11 議員派遣について
日程第12 請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	堀部好秀	2番	江崎達己
3番	鏑本規之	4番	黒田芳弘
5番	船渡洋子	6番	臼井悦子
7番	高田文一	8番	高橋勝美
9番	安藤重夫	10番	道下和茂
11番	中村重光	12番	村瀬明義
13番	若原敏郎	14番	瀬川治男
15番	後藤壽太郎	16番	上谷政明
17番	大西徳三郎	18番	鵜飼静雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長 藤原 勉 副市長 石川 博紀

教 育 長	白 木 裕 治	総 務 部 長	神 谷 義 幸
企 画 部 長	大 野 一 彦	市 民 環 境 部 長	片 岡 俊 明
健 康 福 祉 部 長	村 瀬 正 敏	産 業 建 設 部 長	青 木 幹 根
林 政 部 参 事 兼 部 長 心 得 兼 根 尾 総 合 支 所 長 心 得 兼 総 務 産 業 課 長	蜂 矢 嘉 徳	上 下 水 道 部 長	三 浦 剛
教 育 委 員 会 事 務 局 長	岡 崎 誠	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	村 瀬 敏 勝

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	安 藤 正 和	議 会 書 記	杉 山 昭 彦
議 会 書 記	大 久 保 守 康		

開会の宣告

○議長（黒田芳弘君）

ただいまから平成27年第2回本巣市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（黒田芳弘君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号13番 若原敏郎君と14番 瀬川治男君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（黒田芳弘君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月29日までの27日間とし、6月4日から17日、20日から28日までを休会にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から6月29日までの27日間とし、6月4日から17日、20日から28日までを休会することに決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（黒田芳弘君）

日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、私より報告をいたします。

それでは、出席いたしました会議等につきまして報告をさせていただきます。

最初に、3月30日、岐阜市役所において開催された平成27年第1回岐阜地域児童発達支援センター組合議会定例会について報告いたします。

定例会に提案された議案は、平成27年度岐阜地域児童発達支援センター組合一般会計予算の1件であり、歳入歳出それぞれ1億1,796万8,000円と定めるものでした。審議の結果、原案のとおり可決されました。

次に、4月15日、三重県四日市において、第98回東海市議会議長会定期総会が開催され、臼井副議長とともに出席しました。

初めに、永年在職議員表彰があり、本巣市議会では、15年以上表彰で大西徳三郎議員が表彰されました。

続いて議事に移り、12件の議案が審議されました。

岐阜県瑞浪市から道路法改正による管理者責任を果たすための支援について、愛知県一宮市から国政選挙に係る執行経費の確保について、静岡県磐田市から南海トラフ巨大地震に対応した防潮堤の早期整備に向けた支援について、三重県名張市から少子化対策の充実についてそれぞれ提案説明があり、原案のとおり採択をされました。

続いて、平成26年度の決算認定、平成27年度予算等の提案説明があり、全議案について原案のとおり承認されました。

次に、5月28日、美濃加茂市において中濃十市議会議長会が開催され、白井副議長とともに出席しました。

平成26年度決算について、平成27年度予算についての議案審議がなされ、原案のとおり承認されました。

次に、役員を選任が行われ、会長には羽島市議会議長、副会長には美濃市議会議長、幹事には美濃加茂市議会議長が選任されました。

続いて、各務原市から地方創生に係る新型交付金の制度の充実について、美濃加茂市から米の需給安定と農業経営の安定化についてそれぞれ提案説明があり、原案のとおり採択されました。

なお、次期開催市は各務原市に決定されました。

以上、報告といたします。

なお、総会等の資料につきましては、議会事務局に保管してありますので、必要な方はごらんになってください。

次に、議会だより編集特別委員会の報告を委員長にお願いします。

議会だより編集特別委員会委員長 鶴飼静雄君。

○議会だより編集特別委員会委員長（鶴飼静雄君）

それでは、議会だより編集特別委員会から報告をします。

議会だより第46号につきましては、5月1日付で発行し、既に市内の各家庭に配布されているところであります。

掲載内容につきましては、3月に開かれました平成27年第1回定例会が主なものとなっています。表紙には、真桑小学校新入生の写真を掲載しました。2ページからは、定例会で議決された当初予算、補正予算の内容と主な議案について、そして可決された議案の要旨、その次に一般質問、議員活動日誌、委員会報告、審議結果及び各議員の評決の順に掲載し、15ページには「席田郡設立1300年席田小学校で記念事業」と「海をわたった淡墨桜」の特集記事を掲載しました。また、最終ページには「芋観桜を守る会」の特集記事を掲載しました。

議会だより編集に当たっては、今回は平成27年3月26日、4月1日、9日、16日の計4回委員会を開催しました。

次回の議会だよりについては、平成27年8月1日発行予定で、今定例会の内容を主なものとし発行します。

以上、議会だより編集特別委員会からの報告とします。

○議長（黒田芳弘君）

次に、地方創生特別委員会の報告を委員長にお願いします。

地方創生特別委員会委員長 道下和茂君。

○地方創生特別委員会委員長（道下和茂君）

それでは、地方創生特別委員会の報告をいたします。

4月17日、第1委員会室におきまして、委員全員とオブザーバーとして議長出席のもとに第2回地方創生特別委員会を開催し、議長より依頼のありました本巣市総合戦略策定推進委員会委員3名の選出と、今後の委員会活動計画について協議をいたしました。

協議・検討の結果、本巣市総合戦略策定推進委員会委員3名の選出は、委員全員で後藤議員、若原議員、鏝本議員の3名にお願いすることに決定し、議長に報告をいたしました。

なお、今後の活動計画については、議員各位から本巣市総合戦略策定に係る意見集約のため、本巣市総合戦略の策定に係る提案書を5月20日までに提出願うことといたしました。

また、地方創生の各事業について、専門的な助言が必要な場合には、専門知識を有する有識者の助言を得るため、岐阜大学、朝日大学、岐阜高専の各教授などに助言を受けることといたしました。5月8日、さきの委員会で決定しました岐阜大学、朝日大学、岐阜高専の3校へ若原副委員長、鏝本委員、私の3名で議員提案分野で高度な専門知識が必要な場合の助言などをお願いするために挨拶に参りました。

5月28日午前9時より、第3回地方創生特別委員会を第1委員会室において、全委員と議長出席のもと開催し、16名の議員より39事業について提案をいただきました事業の取りまとめの検討を行いました。各議員から提案されました内訳は、地方における安定した雇用を創出する10事業、地方への新しい人の流れをつくる14事業、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる9事業、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する6事業のそれぞれの提案がありましたので、委員3グループで分野ごとに分類し、それぞれ整理したものを委員会で取りまとめまして、6月12日までに行政に提出することといたしました。

なお、各議員より提案願いました事業の一覧は、本日お手元に配付の議員提案書一覧のとおりでございます。各提案の詳細は事務局にありますので、希望者は申し出て閲覧をしてください。

また、臼井議員、船渡議員が地方創生に関する研修会で研修されました資料の説明を受けました。

次回は、6月8日に委員会を開催する予定でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（黒田芳弘君）

次に、市長から行政報告をお願いします。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、行政報告を申し上げます。

初めに、東海環状自動車道西回りルート of 整備状況につきまして報告を申し上げます。

東海環状自動車道西回りルート of 県内区間につきましては、先日発表されました国の本年度予算におきまして、関広見インターチェンジから（仮称）養老インターチェンジ間の整備に、前年度比18.8%増の329億600万円が配分され、この区間での用地取得、本体工事等がさらに進む見込みでございます。

また、関広見インターチェンジから（仮称）高富インターチェンジ間の8.4キロ、また（仮称）大野・神戸インターチェンジから大垣西インターチェンジ間の7.6キロがいずれも暫定2車線で、2019年度に開通する見込みであることもあわせて発表をされ、早期の全線開通に期待が高まってきているところでございます。

一方、本巣市内の状況につきまして御報告申し上げますと、現在、用地取得が進行中でございます。平成26年度末の時点で、市内の全地権者367名のうち265名の皆様との補償を含めた契約が完了したとお聞きいたしております。完了地権者数の割合は72%、取得面積では81%となっております。

また、工事につきましては、今年度から根尾川にかかる橋梁工事に着手される予定とお聞きいたしております。本市におきましても、糸貫インターチェンジまでの開通見通しを国から早期に発表していただくため、今後も引き続き、市として未契約の地権者の皆様との契約締結が円滑に進みますよう、全面的に協力してまいりたいと考えております。

次に、「花フェスタ2015ぎふ」市町村の日につきまして御報告申し上げます。

「花フェスタ2015ぎふ」につきましては、「花で育む 清流の国ぎふ」をテーマに5月16日から6月21日までの37日間、花フェスタ記念公園で開催されております。これは、「花フェスタ95ぎふ」から20年、「花フェスタ2005ぎふ」から10年と節目の年でございます平成27年度に記念イベントを開催し、世界に誇るバラ園を有する花フェスタ記念公園の魅力を国内外へ再発信するとともに、花を通して清流に育まれた岐阜県の豊かな自然環境を認識し、将来に向け受け継いでいくことを目的として開催されているところでございます。

この開催期間中は、このイベントを盛り上げるため、県内全市町村が参加する市町村の日が設定され、各市町村の伝統芸能の実演等、個性豊かなステージイベント等も開催されております。本巣市の市町村の日の出展につきましては、6月15日の月曜日に大野町、池田町とともに3市町合同で出展する予定になってございます。市民の皆様にも、御都合がつけば15日の本巣市が参加する市町村の日にぜひ足をお運びいただきまして、このイベントを盛り上げていただきますようお願いを申し上げます。

次に、本巣市国民保護計画等各種計画の改定・策定について御報告を申し上げます。

まず、本巣市国民保護計画の改定について御報告を申し上げます。

本巣市国民保護計画につきましては、国民保護法に基づき、武力攻撃が発生した場合や、武力攻撃が予想される場合におきまして、住民の生命、身体及び財産を保護するため、市や関係機関の役

割、住民の協力など、市が実施いたします国民保護措置に必要な事項について定めたもので、平成19年2月に策定したものでございます。

今回は、国・県の改正等に伴い、用語の修正、放射性物質等に係るスクリーニング及び除染の実施の追加などを内容とする改定で、3月27日に県、市及び各種団体の長など24人で構成いたします本巢市国民保護協議会におきまして御協議をいただき、改定をいたしましたので御報告を申し上げます。

次に、本巢市老人福祉計画の策定について御報告を申し上げます。

本巢市老人福祉計画につきましては、老人福祉法に基づき「ともに支えあう、安心とほほえみに満ちたまちづくり」を基本理念に、高齢者を単に支えられるだけの存在とせず、地域を支える一員として捉え、高齢者が長年培ってきた能力や知識をみずからのため、地域のために発揮し、健康で生きがいを持って安心して暮らせるまちづくりを目指すための具体的な取り組み等を定めた計画でありまして、3月6日に本巢市老人福祉計画作成委員会におきまして御審議をいただき、平成27年度から平成29年度までの3年間の計画期間といたします計画を策定いたしましたので御報告を申し上げます。

次に、本巢市障がい福祉計画の策定について御報告を申し上げます。

本巢市障がい福祉計画につきましては、障害者基本法に基づき平成21年度に策定されました第2期障がい者計画、障害者自立支援法に基づき平成23年度に策定されました第3期障がい福祉計画がともに平成26年度で終了となることから、計画の策定に当たり、両計画の融和と整合を図るため、中・長期的計画の障がい者計画、短期計画の障がい福祉計画を一体的に策定することといたしまして、1冊にまとめることにいたしました。

本計画では、「心がかよいいあい、誰もが安心して暮らせる福祉のまち」を基本理念に、地域のつながりを重視しながら、障がい者の社会参加を促し、地域の中で誰もが安心して暮らすことができる共生社会を目指すことを定めたもので、2月6日に開催されました本巢市障がい者地域自立支援協議会におきまして御協議いただき、第3期本巢市障がい者計画は平成27年度から平成32年度までの6年間、第4期本巢市障がい福祉計画は平成27年度から平成29年度までの3年間の計画期間とする計画を策定いたしましたので御報告を申し上げます。

今後とも、本市が障がい者にとって安心して暮らせるまちとなるよう、本計画に基づき関係者の皆様と連携しながら、障がい福祉施策の推進に取り組んでまいりたいと思いますので、皆様の御支援・御協力を賜りますようお願いを申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（黒田芳弘君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第2号及び日程第5 報告第3号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第4、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例の一部を改正する

条例)及び日程第5、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて(本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長(藤原 勉君)

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、報告第2号 専決処分の承認を求めることについてでございます。内容としては、本巢市税条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方税法の一部改正に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、これを報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

次に、報告第3号、これも専決処分の承認を求めることについてでございますが、内容といたしましては、本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方税法の一部改正に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、これを報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

以上の詳細につきましては、報告第2号は総務部長から、報告第3号は市民環境部長から御説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(黒田芳弘君)

報告第2号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長(神谷義幸君)

それでは、報告第2号、本巢市税条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

お手数ですが、お手元の議案の概要の1ページをごらん願います。

初めに、改正の趣旨でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、まず第1条、本巢市税条例の一部改正の本則の改正でございますが、第31条関係につきましては、法人市民税均等割の税率区分の基準である資本金等の額を法人事業税の資本割の課税標準に統一する地方税法第312条の改正に伴い、条項及び条文を整備するものでございます。

次に、第48条、第50条関係につきましては、連結子法人及び連結親法人を規定する法人税法第2条の改正に伴い、条文を整備するものでございます。

第57条と第59条関係につきましては、児童福祉法に規定する事業所内保育事業の用に供する固定資産税の非課税規定の創設する地方税法第348条の改正に伴い、条文を整備するものでございます。

次に、附則の改正でございますが、第7条の3の2の関係は個人住民税における住宅ローン減税の適用期限を延長する地方税法附則第5条の4の2の改正に伴い、条文を整備するものです。

第9条、第9条の第2関係は、地方税法附則第7条、第7条の2の改正に伴い、ふるさと納税ワ
ンストップ特例制度を創設するものでございます。

第10条の2関係は、サービスつき高齢者向け賃貸住宅等に係るわがまち特例の創設及び既存のわ
がまち特例対象資産への適用期限の延長による地方税法附則第15条の改正等に伴い、条項及び条文
を整備するものでございます。

第11条、第11条の2、第12条、第13条関係につきましては、平成27年度から29年度までの固定資
産税の特例措置を現行制度の仕組みを継続することとする地方税法附則第17条、第17条の2、第18
条及び第19条の改正に伴い、条文を整備するものでございます。

第15条関係は、特別土地保有税の課税の特例期限を延長する地方税法附則第31条の3の改正に伴
い、条文を整備するものでございます。

第16条関係は、3輪以上の軽自動車に対する燃費性能に応じたグリーン化特例の導入による地方
税法附則第30条の創設に伴い、条項及び条文を整備するものでございます。

次に、第2条、本巢市税条例の一部を改正する条例の一部改正でございますが、第1条、条例附
則の改正は、平成26年本巢市条例第15号をもって新設した13年を経過した3輪以上の軽自動車に対
する重課に係る規定を今回の改正条例により創設する3輪以上の軽自動車に対する燃費性能に応じ
たグリーン化特例に係る改正により、条項及び条文を整備するものでございます。

次に、第1条改正附則の改正でございますが、第1条第2号及び第3号と第4条は、平成27年度
分以後の軽自動車税について適用することとされていた原動機付自転車及び2輪車等に係る税率に
ついて、適用時期が1年間延長されたことによる地方税法附則第1条及び第13条の改正に伴い、条
項及び条文を整備するものでございます。

第6条は、3輪以上の軽自動車に対する燃費性能に応じたグリーン化特例の創設による新条例附
則第16条の改正に伴い、条文を整備するものでございます。

次に、3の適用関係でございますが、附則の第1条に施行期日、第2条に市民税に関する経過措
置、第3条に固定資産税に関する経過措置、第4条に軽自動車税に関する経過措置を規定している
ものでございます。

以上で、税条例の一部を改正する条例の補足説明とさせていただきます。

○議長（黒田芳弘君）

報告第3号の補足説明を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 片岡俊明君。

○市民環境部長（片岡俊明君）

それでは、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市国民健康保険税条例の一
部を改正する条例）につきまして、補足説明をさせていただきます。

お手元の議案説明資料、本巢市議会定例会議案の概要の20ページをごらんください。

改正の趣旨でございます。

課税限度額の見直しにつきましては、社会保障と税の一体改革のもと、被保険者間の保険税負担

の公平性の確保を図るため、平成26年度に引き続き限度額が見直しをされました。

低所得者に係る軽減施策の拡大につきましては、軽減の見直しでは、物価上昇などの影響でこれまでの軽減対象者が対象から外れてしまわないよう経済動向を踏まえ、5割、2割軽減の軽減判定基準額を引き上げ、対象世帯を拡大することとなりました。

適用につきましては、平成27年4月から施行の予定でございます。

条例の改正内容でございます。

次の2点でございます。

21ページの下段及び22ページをごらんください。

まず、第2条関係でございます。

1点目は、国民健康保険税の総額を定める3つの要素でございます医療給付費賦課額に係る限度額を現行の「51万円」から「52万円」とし、後期高齢者支援金賦課額に係る限度額を現行の「16万円」から「17万円」とし、さらに介護納付金賦課額に係る限度額を現行の「14万円」から「16万円」とし、合わせて4万円の引き上げを行うものでございます。この改正に伴い、国民健康保険税の減額の規定の部分も改めるものでございます。

次に、23ページをごらんください。

2点目は、第23条関係でございます。

保険税の5割軽減と2割軽減の基準額を見直すものでございます。

具体的には、5割軽減の場合の基礎控除額の33万円に加える被保険者等数に乗ずる額を1人につき、現行の「24万5,000円」を「26万円」とするものでございます。

次に、25ページをごらんください。

同じく2割軽減の場合の基礎控除額の33万円に加える被保険者等数に乗ずる額を1人につき、現行の「45万円」を「47万円」とするものでございます。

この改正によりまして、低所得者世帯に対しては、平等割の軽減割合の5割軽減及び2割軽減を拡充し、被保険者の負担に配慮した保険税の見直しが可能となるものでございます。

この2点の改正は、地方税法施行令の改正にあわせ、国民健康保険条例の一部の改正を行うものでございます。

以上、本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の補足説明とさせていただきます。

○議長（黒田芳弘君）

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

今回の地方税法の改正について、直接市の条例にかかわってくる部分の説明がございましたけれども、総務省が出しております地方税法の一部を改正する法律の概要を見ますと、第一に出てくるのは、法人事業税の所得割の税率引き下げ及び外形標準課税の拡大等ということで、要するに法人税の減税ということが第一に掲げられています。

現行、実効税率で34.62%から32.11%、28年には31.33%、さらに20%台へということを今の安倍政権は目指しているわけでありましてけれども、そうした中で、この法人税がどんどん減らされていく、そのことが市の法人市民税にどう影響を及ぼすのか、金額的にどういう影響が出てくるのか、こういうことについておわかりでしたらお願いしたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

今、御質問にございました市への影響額でございますが、ちょっと調べてございませんので申しわけございません。

[挙手する者あり]

○議長（黒田芳弘君）

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

じゃあ、確認だけしておきたいと思いますが、法人市民税は均等割と法人税割がありますね。だから、均等割はいいとしても、法人税割については法人税がどんどん引き下げられれば、当然それに連動して市の税収も減っていくということになりますね。そういうふうになれば、そのことに対する国からの何か対応、あるいは措置というのはあるんでしょうか。

○議長（黒田芳弘君）

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

今の御質問につきましても、ちょっと調べてございませんので、また調べさせていただきたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（黒田芳弘君）

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

じゃあ、今後のこととして、改めて申し上げておきますけれども、特に今回みたいに直接市の条例改正することに当たらない場合でも、内容によって結構市に影響してくるものというのは多々あります。そういう場合には、そのことによる市への、また市民への影響とかいうことについても極力わかる範囲で事前に把握できるように、そんな体制をつくってほしいということを申し上げておきます。

今回の地方税法の一部改正については、先ほどの説明の中にもありましたように、一部分いいものもあるというのは事実です。

けれども、例えば軽自動車税、あるいは2輪車といったものに対する税率が大幅に、取れるところから取ろうというような形で大幅に前に引き上げられました。そうしたことが今回1年延期になるとかというような一定の改善といたしますか、そういうことがあるとはいいいながらも、やっぱりそうした市への税法改正全体として市への影響というのはどうなのかということもやっぱりあわせて見ないと、これについていいか悪いかという判断がなかなかしにくいなんていうふうに感じておりますので、今後の対応をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第2号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第2号を採決します。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。御着席ください。したがって、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（本巣市税条例の一部を改正する条例）は、承認することに決定しました。

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（本巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

今回の改正は2点でありますけれども、まず1つは、限度額の改定によってどのくらいの世帯がふえるのか、どのくらいの増収になるのかということについてわかればお伺いしたいということと、同じようなことで、対象軽減についても対象世帯がふえるだろうとは思いますが、当然。ど

のくらい見込んでおられるのかということと、あわせてこれもわかれば結構ですけども、前々から繰り返し申し上げておりますけれども、やっぱり一番困難な立場にある年収200万から300万あたりの人というのは本当に大変な、税金についても非常に率から言えば非常に多くの税金を払っている。けれども、収入は少ないという大変な生活を強いられているというふうに思いますけれども、そういった世帯にどこまで及ぶんだろかということが常に疑問なんです、そのあたり、わかりましたらお願いしたいと思います。以上です。

○議長（黒田芳弘君）

市民環境部長 片岡俊明君。

○市民環境部長（片岡俊明君）

ただいまの議員の御質問についてお答えをさせていただきます。

27年度課税に係ります平成26年度分所得につきましては、先日確定をしたところでございますが、国税の7月の本算定に向けまして試算等を行ってまいりたいと思います。

まず、前段の軽減の区分でございますが、昨年もお答えをいたしました特定世帯の数と特定継続世帯数、数でございますが、これが昨年は特定世帯数が461世帯の見込みということでお答えをさせていただきました。特定継続世帯については145世帯ということでございますが、26年度の最終の世帯数でございますが、特定世帯数については548世帯、特定継続世帯数については140世帯となっております。

また、被保険者の負担の関係でございますが、3月定例会においても一般質問でお答えをしておりましたが、応能応益割の部分につきましては、その率を検討してまいりたいと考えております。

また、全体の1人当たりの国民健康保険の税額でございますが、25年度においては1人当たり約11万6,000円程度でございます。26年度につきましては、1人当たりが9万6,000円ほどということで下がっている状況でございます。

以上でございます。

○議長（黒田芳弘君）

ただいま議席番号2番 江崎達己君が退場されましたので御報告いたします。

ただいまの出席議員数は17人であり、定足数に達しております。以上です。

〔挙手する者あり〕

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

要するに、一番聞きたいのは、軽減を拡大してどのくらいの人までが救済措置の範囲に入ってくるかということなんです。さっき申し上げたように、非常に負担率の大きい200、300万の収入の人まである程度カバーできるのだろうかというところが一番問題だと思うんです。そのあたりは、まだ所得が確定しておらん今の段階で、まだ何とも言いにくいということであればそれで結構です。またわかったときに教えていただければ結構ですけども、そのことをまずどういう状況というふ

うに捉えられておるかということを知りたいのが一番です。その点について、どうでしょうか。

○議長（黒田芳弘君）

市民環境部長 片岡俊明君。

○市民環境部長（片岡俊明君）

ただいまの御質問でございますが、やはり中間所得層の方の負担が高いということについては以前からの課題となっておりますので、こうした状況を踏まえまして、軽減の対象につきまして方策を研究してまいりたいと考えております。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第3号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第3号を採決します。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。御着席ください。したがって、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（本巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、承認することに決定しました。

日程第6 報告第4号及び日程第7 報告第5号（上程・説明）

○議長（黒田芳弘君）

日程第6、報告第4号 平成26年度本巣市一般会計繰越明許費繰越計算書について及び日程第7、報告第5号 平成26年度本巣市水道事業会計事故繰越し繰越計算書についてを一括議題といたします。

ただいま議席番号2番 江崎達己君が入場されましたので、御報告をいたします。

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、報告第4号 平成26年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

地方自治法第213条の規定により、翌年度に繰り越して使用する繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告させていただくものでございます。

次に、報告第5号 平成26年度本巢市水道事業会計事故繰越し繰越計算書についてでございます。

地方公営企業法第26条第2項の規定により、翌年度に繰り越して使用する事故繰越額につきまして、同条第3項の規定により報告させていただくものでございます。

以上の詳細につきましては、報告第4号は企画部長から、報告第5号は上下水道部長から御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

報告第4号の補足説明を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、報告第4号 平成26年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、補足説明をさせていただきます。

恐れ入ります。議案書の13ページをお開きいただきたいと思います。

3月議会定例会におきまして繰越明許費の設定につきまして御議決をいただいているところでございますが、設定をいたしました13の事業につきまして、それぞれの繰越額及びその財源が確定をいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして、繰越明許費繰越計算書を調整し、御報告をさせていただくものでございます。

繰り越し事業の内容と、その繰り越し理由につきましては、3月の定例会で御説明をさせていただいておりますが、いずれの事業につきましても年度内の完了が困難となり、繰り越しをさせていただいたものでございます。

それぞれの事業名の右側に金額の欄がございますが、この金額につきましては3月の定例会におきまして、繰り越しの限度額として設定をさせていただいた額でございます。その右側の翌年度繰越額につきましては、実際に平成27年度に繰り越しをいたしました額でございまして、限度額として設定をした額と同額となっております。

さらに、その右側は、その財源内訳でございます。今回繰り越しをいたしました13の事業における繰越額の合計は、1億8,924万円でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（黒田芳弘君）

報告第4号 平成26年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算書については、以上で報告を終わります。

報告第5号の補足説明を上下水道部長に求めます。

上下水道部長 三浦剛君。

○上下水道部長（三浦 剛君）

それでは、報告第5号 平成26年度本巢市水道事業会計事故繰越し繰越計算書について、補足説明をさせていただきます。

定例会議案の15ページをお開き願いたいと思います。

1款水道事業費用で、事業名が配水管改良工事でございます。

翌年度繰越額は608万8,000円でございます。これは、排水路改良工事に伴います配水管の改良工事で、工事費の608万8,000円でございます。財源につきましては、受託工事収益でございます。以上でございます。

○議長（黒田芳弘君）

報告第5号 平成26年度本巢市水道事業会計事故繰越し繰越計算書については、以上で報告を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開を10時25分でお願いたします。

午前10時06分 休憩

午前10時26分 再開

○議長（黒田芳弘君）

再開いたします。

日程第8 報告第6号（上程・説明）

○議長（黒田芳弘君）

日程第8、報告第6号 本巢市土地開発公社の経営状況を説明する書類についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

報告第6号 本巢市土地開発公社の経営状況を説明する書類についてでございます。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、本巢市土地開発公社の経営状況を説明する書類として、平成26年度事業報告及び決算並びに平成27年度事業計画及び予算について報告させていただくものでございます。

詳細につきましては、企画部長から御説明を申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（黒田芳弘君）

報告第6号の補足説明を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、報告第6号 本巢市土地開発公社の経営状況を説明する書類につきまして、補足説明

をさせていただきます。

恐れ入ります。議案書の16ページの次に、経営状況説明書がございますのでごらんを願います。また、1枚ほどはねていただきますと、まず決算書の2ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、事業報告についてでございます。

1の概況。(1)総括事項でございますが、公有用地関係といたしまして、都市計画道路長良糸貫線及び市道糸貫3092号線の道路用地といたしまして、モレラ岐阜北側の公有用地の一部2,386.15平米を市に売却をしたものでございます。

次の(2)理事会議決事項、3ページの(3)役員名簿、(4)の行政官庁許認可に関する事項につきましては、記載のとおりでございます。

次に、4ページが業務報告となっております。(1)の公有用地取得事業の状況につきましては、モレラ岐阜北側の土地取得に要しました借入金に対する支払い利息と除草等の管理費でございます。

(2)の土地造成事業の状況につきましては、屋井工業団地の取得に要しました借入金に対する支払い利息と除草等の管理費でございます。

(3)の造成土地分譲事業の状況につきましては、屋井工業団地の分譲に関するものでございまして、第6区画の1を株式会社ギフ加藤製作所に売却した面積と、その売却額でございます。

(4)の附帯等事業の状況につきましては、モレラ岐阜北側の土地の一部を貸し付けいたしました面積と金額でございます。

次に、5ページの(5)公有用地売却事業につきましては、事業報告の概況でも御説明をいたしましたが、都市計画道路長良糸貫線及び市道の用地として、モレラ岐阜北側の土地の一部を市に売却したものでございます。

次に、3の会計。(1)短期借入金及び長期借入金の概況についてでございますが、まず右のほうへ行っていただきまして、C欄の借入金返還額につきましては、工業用地売却収入や保有土地の貸し付け収入等によりましてそれぞれ繰り上げ償還を行ったものでございまして、期末残高といたしましては7億1,000万円になっております。

(2)の保有土地の明細につきましては、上段が屋井工業団地、下段がモレラ岐阜北側の土地のそれぞれの明細でございます。

次に、6ページをごらん願います。

決算報告書の(1)収益的収入及び支出でございます。

まず、収入でございますが、収入の決算額は4億8,757万4,057円ございまして、主なものとしたしましては、屋井工業団地第6区画の1の分譲収入と、モレラ岐阜北側の土地の賃貸収入及び売却収入でございます。

また、支出の決算額は4億3,030万8,984円ございまして、屋井工業団地造成土地の分譲及びモレラ岐阜北側公有用地の売却に伴います事業原価と、屋井工業団地に係る借入金に対する支払い利息が主なものでございます。

次に、7ページの(2)資本的収入及び支出についてでございます。

収入につきましてはございませんが、支出の決算額につきましては、4億9,155万7,174円でございます。借入金の繰り上げ償還金が主なものとなっております。

次に、8ページをごらん願います。

8ページにつきましては損益計算書でございますが、屋井工業団地の分譲収入、モレラ岐阜北側の土地の賃貸収入及び公有用地の売却収入による事業収益と、受け取り利息の事業外収益から屋井工業団地の1区画売却に伴います事業原価、除草等の一般管理費及び借入金の支払い利息を差し引きました5,726万5,073円が当期純利益となっております。

次に、9ページをごらん願います。

貸借対照表でございますが、まず左側の資産の部につきましては、現金預金にモレラ岐阜北側の公有用地及び屋井工業団地の保有地分を加えました流動資産の合計に、資本金を合わせました資産合計は11億3,725万7,998円でございます。

次に、右側の負債の部でございますが、負債といたしましては、長期借入金の7億1,000万円でございます。その下の資本の部につきましては、基本財産として資本金の500万円と前期繰り越し準備金に当期純利益を加えました4億2,725万7,998円が資本合計でございます。負債と資本の合計は左側の資産合計と同額の11億3,725万7,998円となっております。

次に、10ページはキャッシュ・フロー計算書、11ページは財産目録、また12ページ以降につきましては決算附属書類でございます。

少し飛びまして、20ページでございますが、20ページには監査意見書を添付させていただいております。

続きまして、21ページからでございますが、平成27年度の事業計画及び予算でございます。

それでは、まず22ページの事業計画でございますが、1の公有地取得事業につきましては、モレラ岐阜北側の公有地の管理に係る事業費でございます。

2の造成土地の管理につきましては、屋井工業団地の管理に係る事業費でございます。借入金の利息及び除草等の管理費が主なものでございます。

3の造成土地の分譲につきましては、屋井工業団地第1区画の売却収益でございます。

4の附帯等事業は、モレラ岐阜北側の公有地の貸し付け収入でございます。

次に、23ページをごらん願います。

平成27年度の公社の予算でございますが、屋井工業団地第1区画の分譲を見込みまして、収益的収入3億6,021万1,000円、収益的支出3億8,480万8,000円を計上いたしております。

次に、24ページの資本的収入につきましては、長期借入金の借りかえによる収入7億1,000万円、資本的支出は7億1,228万5,000円でございます。主に第1区画を分譲した場合の収益による借入金の繰り上げ償還を予算計上いたしているところでございます。

25ページからは実施計画を、それから30ページ以降につきましては資金計画や損益計算書、貸借対照表を添付いたしておりますので、またこちらも後ほどごらんをいただければと思います。

以上、土地開発公社の経営状況を説明する書類の補足説明とさせていただきます。以上でございます。

ます。

○議長（黒田芳弘君）

報告第6号 本巢市土地開発公社の経営状況を説明する書類については、以上で報告を終わります。

日程第9 議案第32号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第9、議案第32号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第32号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

人権擁護委員 河村泰子氏、現在の任期が平成27年9月30日付で任期満了となるために、後任委員の候補者を推薦するに当たりまして、本巢市早野875番地151の下川滝美氏を推薦することにつきまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（黒田芳弘君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第32号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第32号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第32号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第10 議案第33号（上程・説明・委員会付託省略）

○議長（黒田芳弘君）

日程第10、議案第33号 平成27年度本巢市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第33号 平成27年度本巢市一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,166万1,000円を減額するものでございます。

歳入の主なものといたしましては、真正幼稚園幼児園化事業に係る岐阜県市町村子ども・子育て支援事業費補助金、同じく真正幼稚園幼児園化整備事業及び一色小学校校庭芝生化事業の財源見直し等に伴う合併特例債の増額と、財源調整に伴い基金繰入金を減額するものでございます。

また、歳出の主なものといたしましては、市営住宅の天神前住宅改修事業費及び消防団員退職報償金の増額、人事異動等に伴う職員給与費を減額するものでございます。

詳細につきましては、副市長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議いただきまして御議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（黒田芳弘君）

議案第33号の補足説明を副市長に求めます。

副市長 石川博紀君。

○副市長（石川博紀君）

それでは、議案第33号 平成27年度本巢市一般会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

予算書のほかに議案の概要の6月補正予算案の概要もあわせて御参照していただければと思います。

それでは、予算書の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,166万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ157億3,833万9,000円とするものでございます。

続いて、5ページをお開き願います。

地方債の補正をお願いするものでございます。

合併特例債につきましては、後ほど事項別明細書で御説明をさせていただきますけれども、真正幼稚園の幼児園化に伴う整備事業におきまして720万円の増額及び一色小学校の校庭芝生化事業におきまして3,300万円の増額の合計4,020万円を増額し、補正後の限度額を3億9,940万円とするものでございます。

続きまして、8ページをお開き願いたいと思います。

歳入の事項別明細書でございます。

まず、国庫補助金の2目民生費国庫補助金、補正額16万2,000円につきましては、国の生活保護基準等の見直しによります生活保護システムを改修することに伴う補助金でございます、国の補助率2分の1というものでございます。

その下、4目土木費国庫補助金、補正額502万2,000円の減額につきましては、天神前住宅の改修に伴う公営住宅等ストック総合改善事業につきまして、補助対象がバリアフリー化に限定されたことや、補助配分率が減となったことなどによりまして、社会資本整備総合交付金の減額補正をお願いするものでございます。

次に、県補助金の2目民生費県補助金、補正額2,000万円につきましては、真正幼稚園の未満児棟増築などの園舎改修事業につきまして、岐阜県市町村子ども・子育て支援事業費補助金の交付内定に伴い増額するものでございまして、3歳未満児定員50人に対して、定員1人当たり40万円が交付されるものでございます。

次に、基金繰入金の4目財政調整基金繰入金、補正額6,200万円の減額につきましては、当初予算で8億1,000万円の取り崩しを予算計上しておりましたが、財源調整のため減額し、補正後7億4,800万円とするものでございます。

次に、諸収入の7目雑入、補正額2,500万1,000円につきましては、13名の消防団員が3月末に退職したことに伴い、退職報償金372万8,000円を消防団員等公務災害補償等共済基金から受け入れるもの及び一色小学校の校庭芝生化事業につきまして、スポーツ振興くじ助成金を財源として当初予算に計上しておりましたが、事業採択されなかったため2,872万9,000円を減額し、合併特例債に財源を組み替えるものでございます。

次の9ページをごらんいただきたいと思いますが、市債、03目合併特例債、補正額4,020万円を増額させていただいておりますが、一色小学校の校庭芝生化事業に3,300万円と、真正幼稚園幼児園化整備事業につきまして、県補助金が交付されることとなりましたが、起債対象事業の見直しによりまして720万円の増額をお願いするものでございます。

次に、10ページでございますが、ここからは歳出の事項別明細書でございます。

まず議会費を初めといたしまして、各款の職員給与費につきましては、ことし4月1日の人事異動に伴います職員の配置結果に基づきまして、給料・職員手当等及び共済費の補正をさせていただくものでございます。あわせて共済費につきましては、職員共済組合負担金等の負担率の変更に伴い、所要の補正をさせていただくものでございます。

また、賃金につきましては、職員の育児休業及び病気休暇によりまして、臨時職員を配置するために増額補正をお願いするものでございます。

次に、13ページをごらんいただきたいと思いますが、2段目の民生費、生活保護費の1目生活保護総務費、補正額32万4,000円につきましては、歳入で御説明をいたしました、国の生活保護基準等の見直しによる生活保護システム改修に係る委託料でございます。

次に、16ページをごらんいただきたいと思いますが、2段目の土木費、住宅費の1目住宅管理費、補正額940万円につきましては、市営住宅の天神前住宅につきまして、当初、空き家となった場合に、床、壁、天井を含めた居室をリフォームする空き家型改修3戸と、入居者に居住していただきながら改修する居住型改修5戸を計画しておりましたが、入居者の移転に伴う退去により、8戸が空き家となったことから、8戸を空き家型改修で施行するために増額をお願いするものでございます。

次にその下、消防費の2目非常備消防費、補正額372万8,000円につきましては、歳入でも御説明いたしました。13名の消防団員が3月末に退職したことに伴う退職報償金をお願いするものでございます。

以上を補足説明とさせていただきます。

○議長（黒田芳弘君）

お諮りします。平成27年度本巢市一般会計補正予算（第1号）については、委員会負託を省略し、総務企画委員会の所管に属する予算については総務企画委員会、文教福祉委員会の所管に属する予算については文教福祉委員会、産業建設委員会の所管に属する予算については産業建設委員会、以上のおおりにそれぞれ所管の委員会、もしくは協議会において協議を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第33号については委員会付託を省略し、それぞれ所管する委員会、もしくは協議会において協議することに決定しました。

日程第11 議員派遣について

○議長（黒田芳弘君）

日程第11、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のおおりに、会議規則第162条の規定により議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のおおりに議員を派遣することに決定しました。

日程第12 請願第1号（上程・説明・質疑・委員会付託）

○議長（黒田芳弘君）

日程第12、請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願についてを議題といたします。

請願第1号の紹介議員は、18番 鵜飼静雄議員です。

紹介議員に請願趣旨の説明を求めます。

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

それでは、請願についての説明をさせていただきます。

請願の趣旨につきましては、お手元に配付されているとおりであります。お目通しをいただきたいと思いますが、これを説明するよりも、たまたま国税庁のホームページを見ておきますと、税務大学校の研究部教育官という人、齋藤信雄という人でありますけれども、その人の論文が載っていました。タイトルは「親族が事業から受ける対価の取扱いについての一考察」ということで、税務大学校の教官が論文を出しているわけであります。それが非常にわかりやすいと思われましたので、その一部をちょっと紹介して説明にかえたいというふうに思っています。

この現行の所得税法における56条の規定というのは、個人単位の課税を基本とする体系の中にあつて、事業所得については世帯を家族単位とする例外規定として位置づけられているということで、その当初の目的というのは、要領のよい納税者に対する抜け道封じのための個別申告の制限措置であつたと。これができた当時は、家族従業員に対して給与を支払うといった慣行がなかったとか、あるいは家族間の恣意的な取り決めによる税負担のアンバランスをもたらすことを防止する必要がある。3つ目には、対価の金額について、客観的に合理的な対価の額を算出することが事実上困難である、こういう3つのことがこの56条を創設した意味だというふうに言われています。

ところが、この人は結論として、今の社会状況を考えてみたときに、この立法の趣旨から、その背景となつた社会情勢や税務を取り巻く環境が大きく変化しており、この規定を存続させる積極的な理由が見出し得ない状況にあると。したがって、所得税法56条の規定は削除すべき時期に来ていると思われるというふうに、税務大学校の先生も述べている。だから、家族の、特に婦人とか青年とか、そうした家族内での労働者に対しても、きちんとした労働の対価を支払い、当然それを経費として認めていく、そのためにはやっぱり56条の廃止が必要だということを考えて、この請願を私も紹介議員とならせていただいたわけでありますけれども、国税庁の税務大学校の教育官すらそのように申し上げているということをぜひ御理解いただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（黒田芳弘君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

この請願においては、前回にも一遍出ているような気がしております。

この中で書かれておられる請願の内容は、大学の教授とか税務官のどうのこうのということの意見が出ましたけれども、請願に書いてあることの中において少しお聞きをしたいと思います。

この中において、働き手ということの中で、当初の請願要望の旨の中では、中小企業の業者、営業者ということになっておるんですけれども、今、大体会社組織、また働く人たちに配偶者86万、50万等々書いてありますけれども、これは前の言葉で言う、今でも使われているかと思うんですけ

れども、扶養家族と言われる人の控除額なんですね。労働をしていない扶養家族という設定の中に、それが明記されているわけです。請願の中においての労働ということになれば、労働者として雇用をすれば済むわけなんです。社員として労働者として、それをきちんと定義をし、時間給幾らという、また月収幾らというふうに定義しておけば、それは当然必要経費として計上されるわけなんです。そのことによって、失業保険等々の社会的保険等に参加することも義務づけられてくるわけなんです。ですから、事業主としてそのことが家族を労働者とすることにおいて、何ら不利益を有しないであろうと私は思っております。

それで、この請願の最初の文章を読ませていただきました。その次に、案というものを読ませていただきました。そうすると、その中に「農業者」という言葉が1点含まれておりました。この農業者においては、家族の方たちが一緒に労働することにおいて、水まきをお母さんがやってくれる、子どもが水まきをやってくれる、そういうものに対しての労働としての云々ということなのか、また農家においては、きちんとした企業というような形がとられていない。そういう人に対して対価としてきちんと払うべきではないかということの趣旨であろうと思っておりますけれども、労働者はどこまでいっても労働者であり、その経営者が親であろうとおじい様であろうと、そこは契約、契約でありますので、きちんと会社の経営者と労働者とが契約をすれば、きちんとした経費として認められ、計上され、必要経費として認められていくものであって、またそういうことをしてもらうことによって、その人の年間所得というものがきちんと提示されて、ここに書いてあるようなローンを組むとき等々に何ら弊害もないという思いがしておりますけれども、提出者の御意見をお伺いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

最初に申し上げておきますが、私は提出者ではありませんので、紹介議員でございます。

今いろいろ言われましたが、先ほど申し上げたように、原則所得を考えると、その原則はあくまでも個人単位というのが原則です。その例外的な規定として56条、家族の労働に対する経費は認めないというのが56条の趣旨です。それはあくまでも戦後のいろんなそのときの社会状況の中でこれが規定をされ、その後、青色申告制度というもので、それが今青色申告をすれば、今言われるようなこと、専従者控除とかいろんな形をとることができますが、しかし、一番もともとは企業なり経営者が白色申告をし、しっかりと記帳をして、その中で家族労働であろうと、やっぱり働いた人の対価については明記をする。そのことによって、しっかりと支払いをし、その金額について所得控除を受けられる、それというのが本来の姿だろうというふうに思います。

青色にすればいいではないかという意見もありますけれども、そういったどういう申告の形をとるかというのは納税者の自主的な判断に待つべきものであり、どういう形であろうと働いた人に対しては正当な労働対価が支払われ、その対価が経費として認められていく、それが当然の道理だろうというふうに思います。だからこそ、この税務大学の先生ですら、そういう方向でこの56条の

廃止をすべきだということを主張するようになってきている、これが今の現実だろうというふうに考えています。

[挙手する者あり]

○議長（黒田芳弘君）

3番 鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

素直に受け取りますと、非常によさそうな意見かなあというふうに思いますけれども、紹介者としてお伺いをいたしますけれども、早い話が家族の労働を必要経費として認められないと、これを必要経費として認めると、経営者としては非常に助かるんですね。税金の対象にならない。

私のところのことを言いますと、私の家族は会社として経営している以上、労働者として私の嫁さん、息子も全て労働者として登記というか、従業員として雇っている。そして、多くの給料をいただいております。これを経費として認めてしまうと税金の対象にならないんですね。うちの家族が一生懸命に働いて得たもの、それを必要経費として、お母さんが働いたものに対して必要経費として計上して認められれば、お母さんに1,000万渡そうが2,000万渡そうが必要経費なんですね。そうすると税金の対象にならない、法人税の対象にならなくなってくる。

農家の人たちも、家族の人を労働者としてきちんと報告をすれば、何ら問題はないことなんです。それを防ぐために、法人税等ときちんとした報酬で得た賃金に対しての税金等々を免れるための一つの必要経費として認められる、悪意を持ってやればそれが認められてしまう逃げ道の一つになるのではないかという思いがしておりますので、この56条を廃止することにおいては少し問題があるのかなというふうに思っております。

○18番（鵜飼静雄君）

今の意見は、先ほど税務大学校の先生の話で、これが創設された当初の話を申し上げましたけれども、まさに当時はそういうことがあってこの56条が設けられた。けれども、今は社会状況が大きく変わってきている中、もう廃止すべきだという意見を述べられているということを紹介したわけでありまして。そういう趣旨の上で、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

紹介議員は席へお戻りください。

お諮りします。ただいま議題となっております請願第1号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

御異議がありますので、起立により採決をいたします。

総務委員会に付託することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、請願第1号は総務企画委員会に付託することに決定しました。

散会の宣告

○議長（黒田芳弘君）

以上で本日の日程は全て終了しました。

6月18日木曜日午前9時から本会議を開きますので、御参集ください。

なお、念のため委員会、もしくは協議会の開催日と場所を申し上げます。

総務企画委員会は、6月22日月曜日午前9時から本庁舎3階第1委員会室にて、文教福祉委員会協議会は、6月23日火曜日午前9時から真正分庁舎3階第1委員会室にて、産業建設委員会協議会は、6月24日水曜日午前9時から糸貫分庁舎2階特別会議室にてそれぞれ開催します。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時05分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

